

第84期 定時株主総会招集ご通知

日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 京都市勧業館「みやこめっせ」3階
第3展示場



書面またはインターネット等による議決権行使期限
2024年6月26日(水曜日)午後5時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬額改定の件	
事業報告	18
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

京都市勧業館「みやこめっせ」3階
第3展示場にて実施いたしますので
ご注意ください。

なお、株主総会にご出席の株主様
へのお土産の配布はございません。

任天堂株式会社

証券コード 7974

株主各位

(証券コード 7974)

2024年6月3日

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

任天堂株式会社

代表取締役社長 古川 俊太郎

第84期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(株主・投資家向け情報)

<https://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>



また、当社ウェブサイトのほか、以下の東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所ウェブサイトアクセスのうえ、銘柄名(任天堂)または証券コード(7974)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使について」の記載に従い、2024年6月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市勧業館「みやこめっせ」3階 第3展示場 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第84期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

以 上

議決権行使について



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2024年6月26日(水曜日)
午後5時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、
2024年6月26日(水曜日)
午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。
※詳細は次頁をご確認ください。



当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(午前9時より受付を開始いたします。)

- (1) 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使に関して、各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。
- (4) インターネット等により複数回にわたって議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。

1. 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の前記当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。
2. 法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項は書面交付請求された株主様にご送付している書面には記載しておりません。当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」ならびに「株式会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
3. 本株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、前記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 株主総会当日にご出席されない株主の皆様のため、会場での質疑応答要旨を、後日前記当社ウェブサイトにて掲載する予定ですので、ご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、インターネットへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

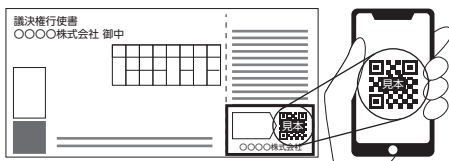
インターネットによる議決権行使期限
2024年6月26日(水曜日)
午後5時まで



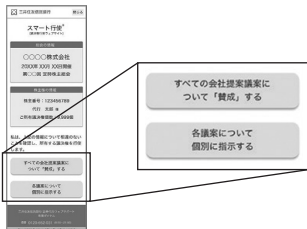
QRコードを読み取る方法 (スマート行使)

議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 | スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 | 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

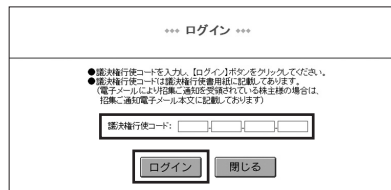
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「議決権行使コード、パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

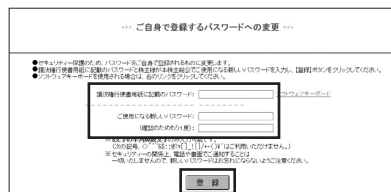
議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 | パソコン等から上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 | 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 | 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。



- 4 | 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120(652)031** (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境の変化への対応や厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33%を配当金総額の基準として発行済株式の総数(期末時点で保有する自己株式数を除く。)で除した金額」または「連結配当性向50%を基準とした金額」(いずれも1円未満を切り上げ)の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金131円 総額152,515,242,190円

なお、中間配当金として1株につき80円お支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき211円(連結配当性向50.1%)となります。

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)古川俊太郎、宮本茂、高橋伸也、柴田聡、塩田興、Chris Meledandriの6氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社内取締役を1名増員するとともに、取締役会の実効性を高める観点から社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、決定しております。また、監査等委員会はすべての候補者について適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ふるかわ しゅんたろう
古川 俊太郎

再任

生年月日

1972年1月10日生

所有する当社株式の数

10,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社
2012年5月 株式会社ポケモン社外取締役
2015年7月 経営企画室長
2016年6月 取締役(現在)
常務執行役員
経営統括本部管掌
2016年9月 グローバルマーケティング室担当
2018年6月 代表取締役社長(現在)

候補者とした理由

海外子会社や企画・管理部門における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、取締役としての実績に基づき、2018年6月より代表取締役社長に就任し、経営の指揮を執っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやもと しげる
宮本 茂

再任

生年月日

1952年11月16日生

所有する当社株式の数

3,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4 月 当社入社
2000年 6 月 取締役(現在)
情報開発本部長
2002年 5 月 専務取締役
代表取締役(現在)
2015年 9 月 フェロー(現在)

Ⅱ 候補者とした理由

長年にわたり代表取締役を務めるとともに、ソフト開発の責任者そして指導者として、開発部門を牽引してまいりました。また、映像やテーマパーク等のビジネスを指導・監督しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

たかはし しんや
高橋 伸也

再任

生年月日

1963年11月9日生

所有する当社株式の数

3,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社
2013年 6 月 取締役(現在)
企画開発本部長
2015年 9 月 企画制作本部長
開発総務本部管掌(現在)
2018年 6 月 専務執行役員(現在)
2023年 7 月 企画制作本部 統括本部長(現在)
技術開発本部・開発推進本部管掌(現在)

Ⅱ 候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ソフト開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

しばた さとる
柴田 聡

再任

生年月日

1962年9月4日生

所有する当社株式の数

3,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2000年6月 Nintendo of Europe GmbH
(現Nintendo of Europe AG)社長
2018年5月 株式会社ポケモン社外取締役(現在)
2018年6月 取締役(現在)
営業本部長、業務本部長(現在)
2022年6月 常務執行役員(現在)
2023年7月 営業本部 統括本部長(現在)
アジア・オセアニア事業本部長(現在)

候補者とした理由

海外マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、海外子会社社長を歴任し、会社経営にも精通しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しおた こう
塩田 興

再任

生年月日

1969年8月7日生

所有する当社株式の数

3,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
2015年9月 技術開発本部長(現在)
2017年6月 取締役(現在)
上席執行役員(現在)
2023年7月 製造本部管掌(現在)

候補者とした理由

開発部門における豊富な業務経験を有しており、ハード開発の責任者として、開発力の長期的な維持・成長に努めております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

べっぶ ゆうすけ
別府 裕介

新任

生年月日

1963年9月8日生

所有する当社株式の数

1,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 5 月 当社入社
2009年 3 月 Wiiの間株式会社(2012年10月任天堂ネットワークサービス株式会社に商号変更)社長
2015年 9 月 ビジネス開発本部 副本部長
2019年 6 月 執行役員
ビジネス開発本部長
2022年 7 月 経営企画室長(現在)
2023年 6 月 上席執行役員(現在)

■ 候補者とした理由

営業、マーケティングにおける豊富な業務経験を有するほか、当社の経営戦略およびビジネスモデルの立案、映画事業等の外部パートナーとの協業を推進してきた実績を有しております。当社の経営体制を強化し、企業価値向上に資すると判断して、新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

クリス・メレダンドリ
Chris Meledandri

再任

社外

独立役員

生年月日

1959年5月15日生

所有する当社株式の数

0株

第84期における

取締役会への出席状況

11回/12回(91.7%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 Partner of Meledandri/Gordon Co.
1991年 President of Steel Pictures at Disney Studios
1993年 SVP of Production of 20th Century Fox
1995年 EVP of Fox Family Films
1998年 President of Fox Animation
2007年 Founder of Illumination Entertainment
CEO of Illumination Entertainment (現在)
2021年 当社取締役(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

CEO of Illumination Entertainment

■ 候補者とした理由および期待される役割の概要

Illumination Entertainmentの創設者であり、映画プロデューサーとして数々の作品を制作された実績を有しております。企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

ミヨコ・デメイ
Miyoko Demay

新任

社外

独立役員

生年月日

1967年8月17日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 Tiffany & Co.入社
 2006年 (同社) Vice President of Japan Division
 2009年 (同社) Vice President of International Division
 2013年 (同社) Vice President of Global Sales Operations
 2021年 President of Tiffany & Co. Japan Inc.
 2023年 Senior Executive of Luxury Strategy & Operations
 (現在)

〈重要な兼職の状況〉

-

候補者とした理由および期待される役割の概要

Tiffany & Co.本社においてGlobal Sales OperationsのVice Presidentを経て、Tiffany日本法人の社長を務めた実績を有しております。企業経営者として、またグローバルマーケットでのブランド戦略における豊富な経験と知識に基づき、当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、客観的立場から適切に監督いただけるものと期待し、新たに選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- Chris Meledandri氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。同氏が代表を務めるIllumination Entertainmentと当社は共に、昨年4月より海外および国内において順次公開された『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』の制作に携わっており、当事業年度は本映画プロジェクトの収入が発生いたしました。しかし、同社と当社グループの間では金銭の授受や知的財産権の利用許諾等を行っておらず、将来においてもその予定はなく、同氏が当社の意向に影響を受ける取引関係または当社が同氏の意向に影響を受ける取引関係はありません。これは、現在制作進行中の「スーパーマリオ」の新たなアニメ映画においても同じです。なお、当社が当事業年度において映画配給会社等より受け取った収入は、当社直近事業年度の連結売上高の2%未満であり、Illumination Entertainmentが映画配給会社等より受け取った収入は、本映画プロジェクトに係る契約において事前に定められた条件に従って分配されたものであり、当該収入額の決定に当社は何ら関与しておりません。
- Miyoko Demay氏は、社外取締役候補者であり、同氏の兼職先と当社との間で取引等の関係はなく、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
- Chris Meledandri氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。
- 当社は、Chris Meledandri氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
- Miyoko Demay氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は、同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
- 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2024年6月27日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役 吉村卓哉、梅山克啓、山崎正雄、新川麻の4氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監査・監督機能を強化する観点から、監査等委員である社外取締役を1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において候補者を審議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

よしむら たくや
吉村 卓哉

再任

生年月日

1958年7月2日生

所有する当社株式の数

1,000株

第84期における

取締役会への出席状況

12回／12回(100%)

第84期における

監査等委員会への出席状況

13回／13回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年5月 当社入社、経理部 部長代理
2005年1月 財務部 部長代理
2014年6月 総務部長
2015年9月 総務本部 副本部長
2016年9月 法務部長
2018年1月 東京支店長
2022年6月 取締役(常勤監査等委員)(現在)

Ⅱ 候補者とした理由

経理、財務、総務、法務等における豊富な業務経験と幅広い見識を有し、当社事業に精通しております。監査等委員として、内部監査部門等との連携や当社の監査・監督体制の強化に資すると判断して選任をお願いするものであります。

再任

社外

独立役員

生年月日

1965年7月29日生

所有する当社株式の数

0株

第84期における**取締役会への出席状況**

12回／12回(100%)

第84期における**監査等委員会への出席状況**

13回／13回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年 3月 公認会計士登録
 1999年 7月 梅山公認会計士事務所 代表(現在)
 1999年 8月 税理士登録
 1999年10月 梅山税理士事務所(現梅山税理士法人)代表
 2005年11月 株式会社クラウドディア
 (現株式会社クラウドディアホールディングス) 社外監査役
 2009年 7月 梅山税理士法人 代表社員(現在)
 2012年 6月 当社監査役
 2015年11月 株式会社クラウドディア
 (現株式会社クラウドディアホールディングス)
 社外取締役(監査等委員)(現在)
 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

- 梅山公認会計士事務所 代表
 梅山税理士法人 代表社員
 株式会社クラウドディアホールディングス 社外取締役(監査等委員)

Ⅱ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

しんかわ
新川あさ
麻

再任

社外

独立役員

生年月日

1965年2月17日生

所有する当社株式の数

0株

第84期における**取締役会への出席状況**

12回／12回(100%)

第84期における**監査等委員会への出席状況**

13回／13回(100%)

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 弁護士登録
西村眞田法律事務所
(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)入所
- 1997年 4月 アーノルド・アンド・ポーター法律事務所勤務
- 1998年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2001年 1月 西村総合法律事務所
(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)
パートナー(現在)
- 2019年 4月 東京大学大学院法学政治学研究所 客員教授
- 2020年 6月 当社取締役(監査等委員)(現在)
- 2021年 6月 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

- 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

Ⅱ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。

おおさわ えいこ
大澤 栄子

新任

社外

独立役員

生年月日

1963年2月27日生

所有する当社株式の数

500株

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所
1993年 6 月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1993年 8 月 公認会計士登録
2008年 7 月 新日本有限責任監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー
2021年 7 月 大澤公認会計士事務所 代表(現在)
2021年 9 月 税理士登録
2021年11月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員
(現在)
2023年 6 月 エクシオグループ株式会社 社外監査役(現在)

〈 重要な兼職の状況 〉

大澤公認会計士事務所 代表
エクシオグループ株式会社 社外監査役
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 監督役員

Ⅰ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して、新たに選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あかし けいこ
明石 敬子

新任

社外

独立役員

生年月日

1958年1月7日生

所有する当社株式の数

0株

Ⅰ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 大阪国税局入局
2014年 7月 大阪国税局 灘税務署長
2016年 7月 大阪国税局 伊丹税務署長
2019年 3月 税理士登録(2023年事務所閉鎖に伴い登録抹消)
2019年 4月 明石敬子税理士事務所 代表
2019年 6月 愛眼株式会社 社外監査役(現在)

Ⅱ 重要な兼職の状況

愛眼株式会社 社外監査役

Ⅲ 候補者とした理由および期待される役割の概要

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長を歴任し、また、税理士としての経験から企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと期待して、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 梅山克啓氏、新川麻氏、大澤栄子氏および明石敬子氏は、社外取締役候補者であります。各社外取締役候補者の兼職先と当社との間で取引等の関係はなく、梅山克啓氏につきましては株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っており、また他の社外取締役候補者全員につきましても独立役員として届出を行う予定であります。
3. 梅山克啓氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 新川麻氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、梅山克啓氏および新川麻氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
6. 大澤栄子氏および明石敬子氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合、当社は、各氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、2024年6月27日に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

当社取締役会における各取締役の主な専門性・経験は以下のとおりです。(2024年6月27日定時株主総会終結時予定)

取締役	当事業に対する理解	企業経営	ソフト制作 IP創出	ハード開発 技術研究	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	財務会計 税務	法務 コンプライアンス	経営リスクの 管理
代表取締役社長 古川 俊太郎	●	●				●			●
代表取締役 フェロー 宮本 茂	●		●			●			
取締役 専務執行役員 高橋 伸也	●		●			●			
取締役 常務執行役員 柴田 聡	●	●			●	●			
取締役 上席執行役員 塩田 興	●			●		●			
取締役 上席執行役員 別府 裕介	●				●	●			
社外取締役 Chris Meledandri		●	●			●			
社外取締役 Miyoko Demay		●			●	●			
取締役(監査等委員) 吉村 卓哉	●							●	●
社外取締役(監査等委員) 梅山 克啓							●		●
社外取締役(監査等委員) 新川 麻								●	●
社外取締役(監査等委員) 大澤 栄子							●		●
社外取締役(監査等委員) 明石 敬子							●		●

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬、業績連動型の変動報酬および株式報酬によって構成しております。このうち、固定報酬および業績連動型の変動報酬に関しまして、2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において以下の「現行の金銭報酬」に記載のとおりご承認いただいておりますが、今般、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」において付議しております取締役の増員への対応と、経営環境の変化に応じた機動的な運用を可能とすることを目的として、次のとおり改定をお願いするものであります。

【改定の内容】

- ・現行の金銭報酬において株主総会決議により上限額を設定しているのは固定報酬のみであるが、新たに固定報酬と業績連動型の変動報酬を合わせた金銭報酬の上限額を、年額18億円以内と設定する。
なお、現行の金銭報酬の上限額は、取締役会決議により設定している変動報酬の上限額で算出した場合、年額15億円以内となる。
- ・固定報酬のみの上限額は、現行どおり年額5億円以内とする。ただし、社外取締役の固定報酬の上限額は、年額5,000万円以内から年額1億円以内に改定する。
- ・業績連動型の変動報酬(条件達成時に追加で支給する報酬を含む。)の具体的な算定方法は、後述の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、取締役会にて決定する。

改定後	金銭報酬 (固定報酬と変動報酬を含む。)	年額18億円以内 うち固定報酬は年額5億円以内(うち社外取締役1億円以内)
現行の 金銭報酬	固定報酬	年額5億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)
	変動報酬	連結営業利益の0.2%以内 また、直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値が4,000億円を超過し、かつ支給対象年度における連結営業利益が4,000億円を超過する場合は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)1人あたり直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値から4,000億円を減じた額の0.02%以内の額を追加で支給する。

なお、従来どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとし、社外取締役の報酬は固定報酬のみで構成いたします。

改定後の金銭報酬の上限額の範囲内における各取締役(監査等委員である取締役を除く。)への具体的な支給時期および配分については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名(うち社外取締役2名)となります。

当該報酬額の改定は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を勘案しつつ、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会で審議の上で取締役会において決定しております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の内容の概要は、事業報告(3. 会社役員に関する事項(4)当事業年度に係る取締役の報酬等)に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、その内容を以下の【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。本議案の内容は、かかる変更後の同方針に沿っており、報酬の上限額として必要かつ合理的な内容となっております。以上の事情を踏まえ、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第4号議案が原案どおり承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定いたします。

なお、報酬水準等については外部調査機関の報酬調査を参考にするほか、報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において事前に審議し、取締役会に答申する体制としております。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および長期インセンティブとしての株式報酬によって構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。

固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の比率は特段定めておりません。

① 固定報酬

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給いたします。

② 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、取締役会にて決定する限度額の範囲内で、各取締役の役職に応じたポイントをもとに事前に取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の時期に支給いたします。

さらに、支給対象年度を含む直近3事業年度の連結営業利益平均値および支給対象年度の連結営業利益のいずれもが、事前に取締役会で定めた金額を超過する場合には、追加の業績連動報酬を支給するものといたします。なお、追加支給する金額については、事前に取締役会で定めた算式により算出した額といたします。

③ 株式報酬

株式報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会にて各取締役の役職に応じた個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合に解除いたします。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給いたします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のNintendo Switchビジネスは、『ゼルダの伝説ティアーズ オブ ザ キングダム』が2,061万本、『Super Mario Bros. Wonder』が1,344万本、『Pikmin 4』が348万本とそれぞれ好調な販売を記録しました。また、『マリオカート8 デラックス』が818万本(累計販売本数6,197万本)の販売となるなど、2023年4月に公開された『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』の効果もあり「マリオ」関連タイトルも順調に推移しました。これらの結果、当期のミリオンセラータイトルはソフトメーカー様のタイトルも含めて31タイトルとなりました。

当期のハードウェアの販売台数は1,570万台(前期比12.6%減)、ソフトウェアの販売本数は1億9,967万本(前期比6.7%減)となり、ともに販売数量は前期比で減少しましたが、発売から8年目に入ったプラットフォームとしては堅調な販売状況となりました。

ゲーム専用機におけるデジタルビジネスでは、

(2) 資金調達および設備投資の状況

当期におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの重要な資金調達は行っておりません。また、当社グループ

Nintendo Switchのパッケージ併売ダウンロードソフトや追加コンテンツが好調に推移したことに加え、Nintendo Switch Onlineによる売上も増加しました。さらに、円安による為替の影響もありデジタル売上高は4,433億円(前期比9.4%増)となりました。

モバイル・IP関連収入等については、主に『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』関連の売上が当期に発生したことにより、売上高は927億円(前期比81.6%増)となりました。

これらの状況により、売上高は1兆6,718億円(前期比4.4%増、うち、海外売上高1兆3,092億円、海外売上高比率78.3%)、営業利益は5,289億円(前期比4.9%増)となりました。また、為替差益や受取利息が大幅に増加したことなどにより経常利益は6,804億円(前期比13.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,906億円(前期比13.4%増)となりました。

全体で328億93百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発設備であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境においては、世界中の人々の娯楽に対するニーズが高まる中で、技術の進歩とともに娯楽の多様化が進むだけでなく、ゲーム産業への参入企業が増加してきており、競争が一段と厳しさを増しております。

このような環境変化の中で、当社グループは、娯楽を通じて人々を笑顔にする会社として、どなたにでも直感的に楽しんでいただける「任天堂独自の遊び」を提供することを目指しております。この独自の娯楽体験を実現するために、ハード・ソフト一体型のゲーム専用機ビジネスを経営の中核に置き、年齢・性別・過去のゲーム経験にかかわらず、お客様が圧倒的に面白いと感じる遊びを体験できて、かつ一目でその面白さが伝わる独創的な商品やサービスの提案に挑戦し続けております。

そして、ゲーム専用機ビジネスを持続的に活性化させるために、「任天堂IPに触れる人口の拡大」を基本戦略として掲げております。この基本戦略のもと、当社ゲームで楽しんでいただく中で、お客様のさまざまな思い出とともに育まれ、成長してきたキャラクターたちを、映像コンテンツ、モバイル、テーマパーク、マーチャンダイズなど、幅広い分野へ展開し続けております。これらの活動を通じて、お客様との接点を新たに生み出し、世界中の多くの方に任天堂IPへの愛着を深めていただくとともに、当社のゲーム専用機ビジネスにも興味をもっていただけるように努めてまいります。

また、ニンテンドーアカウントを通じて、「ハード・ソフト一体型の遊び」を中心としたさまざまな娯楽体験がプラッ

トフォームの世代を超えてつながる仕組みを構築し、お客様一人ひとりと長く良好な関係を保ち続けることに取り組んでおります。

以上の経営戦略に基づき、具体的には次のような施策を行ってまいります。

ハードウェアでは、Nintendo Switchの魅力をお伝えし続けることで、「一家に一台」から「一家に複数台」、さらには「一人に一台」の普及を目指してまいります。また、より多くのお客様に、より長くNintendo Switchを遊んでいただけるように、継続してユニークな提案を行い、販売の最大化を目指してまいります。ソフトウェアでは、5月に発売した『フォーエバーブルー ルミナス』、『ペーパーマリオRPG』に加えて、『ルイージマンション2 HD』(6月)等のタイトルの発売を予定しております。また、ソフトウェアメーカー様からもバラエティに富んだタイトルの発売が予定されており、発売済みのタイトルに加えて新規タイトルや追加コンテンツを継続的に投入することで、プラットフォームの活性化に努めてまいります。

当社はこれからも「娯楽は他と違うからこそ価値がある」という「独創」の精神を大切に、時代に合わせて自らを柔軟に変化させながら、当社の強みを活かしたユニークな娯楽を提案することによって持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第81期 2021年3月期	第82期 2022年3月期	第83期 2023年3月期	第84期 2024年3月期 (当連結会計年度)
売上高	1,758,910	1,695,344	1,601,677	1,671,865
営業利益	640,634	592,760	504,375	528,941
経常利益	678,996	670,813	601,070	680,497
親会社株主に帰属する当期純利益	480,376	477,691	432,768	490,602
1株当たり当期純利益	403円26銭	404円67銭	371円41銭	421円39銭
総資産	2,446,918	2,662,384	2,854,284	3,151,394
純資産	1,874,614	2,069,310	2,266,466	2,604,998
自己資本比率	76.6%	77.7%	79.4%	82.6%
1株当たり純資産額	1,573円48銭	1,763円56銭	1,946円55銭	2,236円45銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

3. 当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施いたしました。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
任天堂販売株式会社	300百万円	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	ゲーム専用機の販売
Nintendo of Europe AG	30百万ユーロ	100%	ゲーム専用機の販売

(注) 当期において、Nintendo of Europe AGは、Nintendo of Europe GmbHから法人形態および商号を変更いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にゲーム専用機（ハードウェア・ソフトウェア）の開発、製造および販売を行っております。また、映像コンテンツやモバイルアプリなどのIPを活用したビジネスも展開しております。主な製品は次のとおりであります。

○Nintendo Switch、amiibo

○キャラクターグッズ、トランプ

(7) 主要な拠点

当 社：本社（京都）、東京支店、宇治工場（京都）

子会社：任天堂販売株式会社（東京）、Nintendo of America Inc.（アメリカ）、Nintendo of Europe AG（ドイツ）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,724名	407名増

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,298,690,000株(自己株式134,451,510株を含む。)
 (3) 株主数 181,584名
 (4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,880,042	16.15
ジェーピー モルガン チェース バンク 380815	1,152,596	9.90
(株)日本カストディ銀行(信託口)	662,687	5.69
(株)京都銀行	488,020	4.19
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱UFJ銀行口)	421,090	3.62
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティアー 505234	214,384	1.84
GOVERNMENT OF NORWAY	190,694	1.64
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	183,829	1.58
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	144,643	1.24
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	144,108	1.24

- (注) 1. 当社の自己株式は、上表から除外しております。
 2. 持株比率は当社の自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数(株)	交付された役員の数(名)
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	6,000	5

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては「3. 会社役員に関する事項」の「(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	古川 俊太郎		
代表取締役	宮本 茂	フェロー	
取締役 専務執行役員	高橋 伸也	企画制作本部統括本部長 技術開発本部・開発推進 本部・開発総務本部管掌	
取締役 常務執行役員	柴田 聡	営業本部統括本部長 アジア・オセアニア事業本部長 業務本部長	
取締役 上席執行役員	塩田 興	技術開発本部長 製造本部管掌	
取締役	Chris Meledandri		CEO of Illumination Entertainment
取締役 (常勤監査等委員)	吉村 卓哉		
取締役 (監査等委員)	梅山 克啓		梅山公認会計士事務所 代表 梅山税理士法人 代表社員 株式会社クラウドピアホールディングス 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	山崎 正雄		山崎正雄税理士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	新川 麻		西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 東京電力ホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 Chris Meledandri氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏は社外取締役であり、Chris Meledandri氏、梅山克啓氏および山崎正雄氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、新川麻氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出てはおりませんが、同取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
2. 取締役(監査等委員)梅山克啓氏は、公認会計士および税理士として企業会計・税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)山崎正雄氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 Chris Meledandri氏ならびに取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役、執行役員および使用人等からの情報収集および内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、吉村卓哉氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役柴田聡氏の担当につきましては、2023年6月23日付で「営業本部長、業務本部長、グローバルコミュニケーション本部担当」より「営業本部長、業務本部長」に変更いたしました。
7. 2023年7月16日付で、以下のとおり取締役の担当を変更いたしました。

氏名	担当	
	変更前	変更後
高橋伸也	企画制作本部長、開発総務本部管掌	企画制作本部統括本部長、技術開発本部・開発推進本部・開発総務本部管掌
柴田聡	営業本部長、業務本部長	営業本部統括本部長、アジア・オセアニア事業本部長、業務本部長
塩田興	技術開発本部長	技術開発本部長、製造本部管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役Chris Meledandri氏、梅山克啓氏、山崎正雄氏および新川麻氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の役員であり、保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償請求金および争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担いたします。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を以下のとおり定めております。決定方針につきましては、任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役ごとの報酬限度額の範囲内で決定いたします。

なお、報酬水準等については外部調査機関の報酬調査を参考にするほか、報酬に関する事項については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会において事前に審議し、取締役会に答申する体制としております。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬および長期インセンティブとしての株式報酬によって構成しております。ただし、社外取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。

固定報酬、業績連動報酬および株式報酬の比率は特段定めておりません。

i) 固定報酬

固定報酬は、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて個人別の報酬額を決定し、毎月同額を支給いたします。

ii) 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結営業利益を指標とし、取締役会にて決定する限度額の範囲内で、各取締役の役職に応じたポイントをもとに取締役会が定めた算式により算出した額を、毎年一定の時期に支給いたします。加えて、支給対象年度を含む直近3事業年度の連結営業利益平均値および支給対象年度の連結営業利益のいずれもが株主総会の決議により定められた金額を超過する場合には、株主総会で予め定めた算式により算出した額を加算いたします。

iii) 株式報酬

株式報酬は譲渡制限付株式とし、取締役会の決議により各取締役の役職に応じて個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合に解除いたします。

2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行う取締役から独立して監査・監督を行う立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成しております。個人別の報酬額は、監査等委員の協議により決定し、毎月同額を支給いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において、i) 固定報酬、ii) 業績連動報酬、iii) 株式報酬に区分して、以下のとおり決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。

i) 固定報酬:

年額500百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)

ii) 業績連動報酬:

当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内

(注)「連結営業利益の0.2%以内」の上限額については取締役会において8億円と設定しており、連結営業利益が4,000億円の場合に上限に達することになります。

また、直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値が4,000億円を超過し、かつ支給対象年度における連結営業利益が4,000億円を超過する場合は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)1人当たり直近3事業年度(支給対象年度を含む)の連結営業利益平均値から4,000億円を減じた額の0.02%以内の額を追加で支給

iii) 株式報酬:

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額100百万円以内、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、発行または処分を受ける当社の普通株式の上限は年10,000株以内

(注)当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施いたしました。年間上限株式数は株式分割による調整後の株式数を記載しております。

取締役(監査等委員)の報酬限度額は2016年6月29日開催の第76期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、各取締役の職責に係る評価を俯瞰的に行うには代表取締役社長が最も適していると判断したため、代表取締役社長 古川俊太郎に対して、取締役(監査等委員を除く)に対する固定報酬の個人別の報酬額の決定を委任しております。当該報酬額の決定に際しては、任意の指名等諮問委員会において事前に審議を行っております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	1,178 (12)	198 (12)	942 (—)	37 (—)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	61 (28)	61 (28)	—	—	4 (3)

(注)1. 当事業年度の取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容は、任意の指名等諮問委員会にて審議の上、取締役会にて決議された決定方針に則り、固定報酬については代表取締役社長が各取締役の役職・業務執行の有無等の役割に応じて決定した額を、業績連動報酬については取締役会が定めた算式により算出した額を支給しておりますので、当社取締役会は、決定方針に沿うものと判断しております。

2. 業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、連結営業利益に0.2%を乗じた金額を、取締役会で決定した各取締役の役職に応じたポイントで按分して算出しております。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

3. 譲渡制限付株式報酬の交付の状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。なお、譲渡制限付株式報酬の金額は当事業年度に費用計上した金額です。

4. 取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況 (果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。)
取 締 役	Chris Meledandri	<p>当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者として、またエンターテインメント分野における豊富な経験と知識に基づき発言を行う等、当社経営に対して有益な助言を行っております。当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、客観的立場から当社を監督するという役割を適切に果たしております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	梅 山 克 啓	<p>当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	山 寄 正 雄	<p>当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	新 川 麻	<p>当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。その豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。</p>

(注) 上記のほか、取締役(監査等委員)梅山克啓氏、山寄正雄氏および新川麻氏は任意の指名等諮問委員会に委員として出席しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注)PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	対 象	金額 (百万円)
当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額	PwC Japan有限責任監査法人	81
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	PwC Japan有限責任監査法人	122

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の主な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から必要な資料の提出や報告を受けた上で、監査計画の内容および報酬見積額の算定根拠、従前の監査内容および監査報酬額との比較等について確認し、検討した結果、会計監査人の当期の報酬等について適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,573,302
現金及び預金	1,484,350
受取手形及び売掛金	93,608
有価証券	768,355
棚卸資産	155,987
その他	71,092
貸倒引当金	△91
固定資産	578,092
有形固定資産	108,518
建物及び構築物	52,621
工具、器具及び備品	5,950
機械装置及び運搬具	1,761
土地	42,816
建設仮勘定	5,368
無形固定資産	16,405
ソフトウェア	9,841
その他	6,563
投資その他の資産	453,168
投資有価証券	290,620
退職給付に係る資産	11,584
繰延税金資産	107,852
その他	43,110
資産合計	3,151,394

科目	金額
負債の部	
流動負債	479,276
支払手形及び買掛金	58,084
前受金	164,504
賞与引当金	4,389
未払法人税等	94,596
その他	157,701
固定負債	67,119
取締役報酬引当金	120
退職給付に係る負債	23,955
その他	43,042
負債合計	546,396
純資産の部	
株主資本	2,401,119
資本金	10,065
資本剰余金	15,120
利益剰余金	2,646,967
自己株式	△271,033
その他の包括利益累計額	202,642
その他有価証券評価差額金	30,415
為替換算調整勘定	172,226
非支配株主持分	1,237
純資産合計	2,604,998
負債純資産合計	3,151,394

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,671,865
売上原価		717,530
売上総利益		954,335
販売費及び一般管理費		425,393
営業利益		528,941
営業外収益		
受取利息	51,412	
持分法による投資利益	30,099	
為替差益	61,589	
その他	8,950	152,051
営業外費用		
支払利息	166	
有価証券売却損	154	
投資有価証券売却損	131	
その他	43	496
経常利益		680,497
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	600	606
特別損失		
固定資産処分損	381	381
税金等調整前当期純利益		680,722
法人税、住民税及び事業税	192,566	
法人税等調整額	△2,485	190,080
当期純利益		490,642
非支配株主に帰属する当期純利益		40
親会社株主に帰属する当期純利益		490,602

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,719,955
現金及び預金	932,116
受取手形及び売掛金	125,016
有価証券	515,985
棚卸資産	60,747
その他	86,091
貸倒引当金	△0
固定資産	351,149
有形固定資産	73,597
建物	29,378
工具、器具及び備品	2,220
土地	35,177
建設仮勘定	5,060
その他	1,760
無形固定資産	8,591
ソフトウェア	7,140
その他	1,450
投資その他の資産	268,961
投資有価証券	98,443
関係会社株式	53,389
繰延税金資産	104,631
その他	12,495
資産合計	2,071,105

科目	金額
負債の部	
流動負債	339,912
支払手形及び買掛金	49,278
前受金	98,763
未払金	35,663
未払法人税等	83,929
賞与引当金	3,607
その他	68,669
固定負債	10,040
取締役報酬引当金	120
退職給付引当金	8,099
その他	1,820
負債合計	349,952
純資産の部	
株主資本	1,687,207
資本金	10,065
資本剰余金	11,662
資本準備金	11,584
その他資本剰余金	78
利益剰余金	1,936,512
利益準備金	2,516
その他利益剰余金	1,933,996
固定資産圧縮積立金	21
別途積立金	860,000
繰越利益剰余金	1,073,975
自己株式	△271,033
評価・換算差額等	33,945
その他有価証券評価差額金	33,945
純資産合計	1,721,153
負債純資産合計	2,071,105

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,183,967
売上原価		569,140
売上総利益		614,827
販売費及び一般管理費		229,694
営業利益		385,132
営業外収益		
受取利息	20,899	
受取配当金	5,921	
為替差益	75,978	
その他	9,380	112,179
営業外費用		
消費税差額	18	
その他	0	18
経常利益		497,293
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	600	600
特別損失		
固定資産処分損	345	345
税引前当期純利益		497,548
法人税、住民税及び事業税	159,572	
法人税等調整額	△14,056	145,515
当期純利益		352,032

(注)記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鍵	圭一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浦上	卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

任天堂株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鍵 圭一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

任天堂株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉村 卓哉 ㊟

監査等委員 梅山 克啓 ㊟

監査等委員 山嵯 正雄 ㊟

監査等委員 新川 麻 ㊟

(注) 監査等委員 梅山克啓、山嵯正雄及び新川麻は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

京都市勧業館「みやこめっせ」3階 第3展示場

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

交通のご案内

■京都市営地下鉄東西線

「東山駅」出口1・2番より徒歩8分

■市バス

①「岡崎公園 ロームシアター京都・みやこめっせ前」

[32][46]系統

②「岡崎公園 美術館・平安神宮前」 [5]系統

③「東山二条・岡崎公園口」 [31][201][202][203][206]系統
下車

専用の駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

会場内の安全管理上、ご来場時に簡易の手荷物検査を実施させていただきます。予定です。



任天堂株式会社

<https://www.nintendo.com/jp/>